



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

892	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
893	生活保護法に基づく指定医療機関の辞退	(福祉保健総務課).....	2
894	生活保護法に基づく医療機関の指定	(").....	2
895	"	(").....	2
896	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
897	和歌山県ニホンジカ保護管理計画の変更	(果樹園芸課).....	3
898	木材業者等の登録の変更	(林業振興課).....	3
899	土地収用法に基づく事業の認定	(用地対策課).....	3
900	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5
901	"	(").....	5
902	"	(").....	5

○ 公安委員会告示

48	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	6
----	---------------------	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

105	政治団体の届出事項の異動の届出	7
106	政治団体の解散の届出	7
107	政治団体の収支報告書の要旨	8
108	政治団体の設立の届出	13
109	資金管理団体の届出事項の異動の届出	13
110	参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	13

告 示

和歌山県告示第892号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年10月18日まで縦覧に供する。

平成22年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成22年8月18日
- 名称
特定非営利活動法人和歌山自立サポートセンター
- 代表者の氏名
榎本雅志

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市市小路167番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して自立と就労支援、高齢者に対して介護と自立支援に関する事業を行い、住み慣れた地域の中で障がい者や高齢者の共生社会を実現することに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第893号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
橋歯 37-21	石川歯科医院	橋本市高野口町伏原174-1	平成 22. 8. 20

和歌山県告示第894号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有医 118-22	藤内メンタルクリニック	有田郡有田川町小島313-2	平成 22. 8. 2

和歌山県告示第895号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御医 76-22	しめざき眼科クリニック	御坊市湯川町小松原531-2	平成 22. 8. 4

和歌山県告示第896号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
藤内メンタルクリニック	有田郡有田川町小島313-2	藤内真一	平成 22.9.1

和歌山県告示第897号

和歌山県ニホンジカ保護管理計画を別添のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により公表する。

なお、別添は省略し、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境保全室及び各振興局地域振興部農業振興課に備え付けて縦覧に供する。

平成22年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第898号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条各号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成22年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登 録 者 の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
清水森林組合	代表者の氏名	代表理事組合長 大田貢	代表理事組合長 松田禎夫	平成 22年8月5日

和歌山県告示第899号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成22年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 起業者の名称 日高川町
- 2 事業の種類 町道打尾浅間峠線改築工事（和歌山県日高郡日高川町大字浅間字大串地内から同町大字上越方字橋渡地内まで）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 和歌山県日高郡日高川町大字浅間字大串及び大字上越方字橋渡地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、和歌山県日高郡日高川町大字浅間字大串地内から同町大字上越方字橋渡地内までの延長163mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「町道打尾浅間峠線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

町道打尾浅間峠線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により日高川町長が町道に認定した路線であり、同法第16条の規定により日高川町が道路管理者となることなどから、起業者である日高川町は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、和歌山県日高郡日高川町大字皆瀬地内を起点とし、二級河川日高川沿いを進み、明神橋で同河川を渡河した後再び同河川沿いを進み、同町大字浅間地内の終点に至る延長2,474mの道路で、本路線沿線地区と主要幹線道路である一般国道424号とを結ぶ重要な路線である。

本路線のうち、特に明神橋から一般国道424号接続点までの二級河川日高川左岸沿いを走る区間は、他路線と連携して道路ネットワークを形成することにより、同国道を補完する道路として、また林業振興に寄与する道路として等の役割を担う路線となっている。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、幅員3.5m以下の区間が130mあり、その最小幅員は2.4mと狭小なため、幅2.3m以上の車両について通行規制を行っており、車両の円滑な通行が著しく阻害されている。

さらに、一般国道424号と現道との交差点の構造は、交差角が約30度と鋭角なことに加えて、交差点付近に住家が立地しており見通しが確保できず、交通事故が発生している。

本件事業の完成により、本件区間は必要な幅員が確保されるうえ、一般国道424号との交差点の位置及び形状が改良され、見通しが確保されることから、通行規制の解除及び交通事故の防止が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行ったところ、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、交通規制の解除及び通行車両の安全を図り、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第5級の規格に基づき、現道拡幅・バイパス併用方式により道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、現道を利用し一般国道424号と接続する現道拡幅案の他、起点から現道を約30m拡幅した後、一般国道424号への接続が最短となるバイパスにより改良をおこなう案が検討されている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は支障物件もなく、用地取得必要面積も3案中最も少なく、土地利用に与える影響を最小限に抑えていること、事業費が最も廉価であること等から、社会的、技術的、経済的な面を総合的に勘案し、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適

正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたように、現道において車両の通行が一部規制され、また交通事故も発生しており、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線地区の浅間区長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20号各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

日高川町役場 建設課

和歌山県告示第900号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3091	紀の川市桃山町元字東嶋459番4、460番1の一部、460番2の一部、461番3、461番5、水路	紀の川市桃山町元156番1 船木孝明	平成 22. 8. 24	6.00 } 6.17	88.49

和歌山県告示第901号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3089	橋本市高野口町向島字中嶋37番3の一部、38番6	奈良県五條市田園二丁目2番の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 22. 8. 25	5.00	24.92

和歌山県告示第902号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3092	橋本市高野口町名古曾字瓦田316番の一部、317番1の一部、318番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2番の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 22.8.26	6.00 5.00	66.23 23.74

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第48号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成22年9月3日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成22年11月17日（水）から同月19日（金）までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成22年10月12日（火）から同月19日（火）までの毎日（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当

する者であることを証する書面

エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの)1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,650円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める額

イ 技能検定員審査手数料

24,700円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課試験場教習所係(電話 073-473-0110 内線 363)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年9月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
水本ゆうぞう後援会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町2927-706	西牟婁郡白浜町2946-7	平成22.7.6	政治団体	
きせ武治後援会	団体の名称	きせ武治後援会	木瀬武治後援会	平成22.7.7	政治団体	
	主たる事務所の所在地	伊都郡高野町高野山246	伊都郡高野町高野山53-1	平成22.7.7	政治団体	
	代表者	中前好史	北浦正勝	平成22.7.7	政治団体	
	会計責任者	堀畑朝	田和新吉	平成22.7.7	政治団体	
中善夫後援会	代表者	鈴木恒雄	小谷勝男	平成22.7.14	政治団体	
自由民主党九度山町支部	主たる事務所の所在地	伊都郡九度山町九度山1500番地	伊都郡九度山町振川214-2	平成22.7.23	政党支部	
全日本不動産政治連盟和歌山県本部	主たる事務所の所在地	和歌山市太田二丁目6番12-102	和歌山市太田366-2カミタニ第2ビル3階	平成22.7.29	政治団体	
自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部	主たる事務所の所在地	和歌山市広道20第3田中ビル2F	和歌山市北汀7日本レイト城西ビル	平成22.8.2	政党支部	
いちごいち会	主たる事務所の所在地	和歌山市太田30-4	和歌山市太田69	平成22.8.11	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、

同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年9月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
戸田正人後援会	戸田正人	平成 22. 5. 24	平成 22. 5. 24
前田正昭後援会	木村皖英	平成 21. 4. 28	平成 22. 7. 21
高橋けんじ後援会	高橋顯司	平成 22. 7. 27	平成 22. 7. 27
智多寛司後援会	藪本恒男	平成 22. 7. 27	平成 22. 7. 28
石橋英和後援会	大井健一郎	平成 22. 7. 31	平成 22. 8. 4

和歌山県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成22年9月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	戸田正人後援会	石橋英和後援会	
報告年月日	平成22年5月24日	平成22年8月4日	
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)	

政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	智多寛司後援会	戸田正人後援会	高橋けんじ後援会	前田正昭後援会	
報告年月日	平成22年1月15日	平成22年5月24日	平成22年7月15日	平成22年7月21日	
資金管理団体の届出をした者の氏名					
資金管理団体の届出に係る公職の種類					
国会議員関係政治団体の区分					
公職の候補者の氏名					
公職の候補者に係る公職の種類					
1 収入総額	0	0	0	11,800	
ア 前年繰越額	0	0	0	11,800	
イ 本年収入額	0	0	0	0	
2 支出総額	0	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	石橋英和後援会		
報告年月日	平成22年8月4日		
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
国会議員関係政治団体の区分			
公職の候補者の氏名			
公職の候補者に係る公職の種類			
1 収入総額	0		
ア 前年繰越額	0		
イ 本年収入額	0		
2 支出総額	0		
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア)(イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)	

政治団体の収支報告書(平成22年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	戸田正人後援会	高橋けんじ後援会	智多寛司後援会	石橋英和後援会	
報告年月日	平成22年5月24日	平成22年7月27日	平成22年7月28日	平成22年8月4日	
資金管理団体の届出をした者の氏名					
資金管理団体の届出に係る公職の種類					
国会議員関係政治団体の区分					
公職の候補者の氏名					
公職の候補者に係る公職の種類					
1 収入総額	0	0	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	0	0	
イ 本年収入額	0	0	0	0	
2 支出総額	0	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

和歌山県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年9月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
仁坂吉伸かつらぎ町後援会	山本恵章	森信太郎	伊都郡かつらぎ町笠田中404-8	平成 22. 7. 7
元気な市政をつくる会	小島渉	中森純一郎	和歌山市山陰丁20	平成 22. 7. 16
石橋英和後援会	中岡整治	北山和永	橋本市隅田町中島84番地	平成 22. 8. 4
戸田正人頑張れ会	戸田正人	戸田正人	和歌山市加納46-17	平成 22. 8. 12

和歌山県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年9月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
竹内功	和歌山市議会議員	いちごいち会	主たる事務所の所在地	和歌山市太田30-4	和歌山市太田69	平成 22. 8. 11

和歌山県選挙管理委員会告示第110号

平成22年7月11日執行の参議院議員選挙（和歌山県選挙区）における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年9月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院議員選挙（和歌山県選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

34,764,600 円

候補者氏名	島 久美子	所属党派	民主党	期間	6月18日から 7月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	島 哲也					

収入

支出

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	円
民主党	政党	5,000,000 円	家屋費	円
			選挙事務所費	円
			集会会場費	円
			通信費	円
			交通費	円
			印刷費	円
			広告費	530,530 円
			文具費	円
			食糧費	円
その他の寄附	件	円	宿泊費	59,570 円
その他の収入		円	雑 費	円
今回計		5,000,000 円	今回計	590,100 円
前回計		円	前回計	円
総 計		5,000,000 円	総 計	590,100 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成 22 年 7 月 26 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

候補者氏名	鶴保 庸介	所属党派	自由民主党	期間	5月20日から 7月25日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	橋本 進					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,620,000 円	
自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部	政党の支部	16,000,000 円	家屋費	3,131,870 円	
近畿税理士政治連盟	政治団体	200,000 円	選挙事務所費	2,821,390 円	
妙中喜代和	商店	500,000 円	集会会場費	310,480 円	
伊都医師連盟	政治団体	300,000 円	通信費	377,240 円	
和歌山県医師連盟	政治団体	1,000,000 円	交通費	993,108 円	
那賀医師連盟	政治団体	300,000 円	印刷費	5,739,596 円	
日本弁護士政治連盟	政治団体	50,000 円	広告費	1,868,454 円	
三木 悟	主婦	100,000 円	文具費	335,874 円	
田辺西牟婁歯科医師連盟	政治団体	200,000 円	食糧費	680,426 円	
池原寿美子	主婦	100,000 円	宿泊費	687,248 円	
全国産業廃棄物連合会政治連盟	政治団体	50,000 円	雑 費	1,152,869 円	
辻 伸子	主婦	100,000 円			
横手英義	医師	50,000 円			
田坂龍男	司法書士	100,000 円			
その他の寄附	2件	20,000 円			
その他の収入		円			
今回計		19,070,000 円	今回計	16,586,685 円	
前回計		円	前回計	円	
総 計		19,070,000 円	総 計	16,586,685 円	

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	272,000 円
	ビラの作成	715,000 円
	ポスターの作成	1,056,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	195,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105 円
	計	2,591,269 円

報告書受理年月日	平成 22 年 7 月 26 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

候補者氏名	吉田 雅哉	所属党派	日本共産党	期間	5月 6日から 7月12日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	下向 正平					

収入			支出		
主たる寄附			人件費		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		
日本共産党和歌山県委員会	政党	3,379,064 円	選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			宿泊費		
その他の寄附	件	円	雑 費		
その他の収入		円	今回計		
今回計		3,379,064 円	前回計		
前回計		円	総 計		
総 計		3,379,064 円	3,379,064 円		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成 22 年 7 月 26 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------